

議案第104号

鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から、次のとおり鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、及び同組合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第290条の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年12月10日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 1 鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更
共同処理する事務に次の2つの事務を加える。
 - (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務
 - (2) 消防団員に対する賞じゅつ金の支給事務
- 2 鳥取県町村総合事務組合規約の一部を変更する規約
鳥取県町村総合事務組合規約（平成29年4月1日告示第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合町村	共同処理する事務	組合町村
略		略	
2 略	岩美町、若桜町、智頭町、	2 略	岩美町、若桜町、智頭町、
3 <u>消防組織法第25条の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給事務</u>	八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町		八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
4 <u>消防団員に対</u>			

する賞じゅつ金 の支給事務			
5略		3略	

附 則
 この規約は、令和3年4月1日から施行する。